

## 第8 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）

### 1 社会福祉施設の防災・防犯対策等について

#### (1) 社会福祉施設の耐震化等整備の推進について

社会福祉施設の耐震化等整備に関しては、関係各部局の平成28年度補正予算及び平成29年度予算（案）において、社会福祉施設等の耐震化やスプリンクラー設置に必要な財源を確保したところである。

また、独立行政法人福祉医療機構における、耐震化や高台移転、スプリンクラー等整備の優遇融資についても、平成29年度において引き続き実施する。

#### (参考1)

○平成28年度補正予算（耐震化整備、スプリンクラー整備等）	
・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）	118億円の内数
・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）	69.6億円の内数
・保育所等整備交付金（保育所等）	426.9億円の内数
・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等）	34.0億円の内数
○平成29年度予算（案）	
・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）	71億円の内数
・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）	65.9億円の内数
・保育所等整備交付金（保育所等）	564.0億円の内数
・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等）	22.7億円の内数

#### (参考2) 独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設（入所）
融資率	（通常）70～80% → （耐震化・スプリンクラー等）90% （高台移転）95%
利率優遇	（耐震化・スプリンクラー等）通常利率 △0.5%（当初5年間） （高台移転）無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成 28 年 3 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成 26 年 10 月時点の耐震化率は 87.9%（17.5 万棟／19.9 万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

※ なお、平成 28 年 6 月に実施した平成 27 年度末時点の調査については、現在とりまとめ中である。また次回調査については、平成 28 年度末時点について調査する予定であるので、ご協力をお願いする。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)や国土強靱化アクションプラン 2016（平成 28 年 5 月 24 日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記（※）するなど、国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。

また、津波による被害が想定される施設の高台移転整備や、自力避難が困難な高齢者や障害者等が入所する小規模施設等へのスプリンクラーの設置についても、併せて推進していく必要がある。

各自治体におかれては、未耐震施設や津波による被害が想定される施設等の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化等に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度等の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化等の整備を進めていただきたい。

※ 「国土強靱化アクションプラン 2016」において、社会福祉施設の耐震化率を平成 25 年の 86%から平成 30 年には 95%とすることを指標としている。

## （2）社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科澁

0820 第 1 号等厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知) により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

今年度においては、台風 10 号に伴う水害により、高齢者施設において多数の死者が出るという大変痛ましい事態が発生したことを踏まえ、「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成 28 年 9 月 9 日付厚生労働省老健局総務課長・同高齢者支援課長・同振興課長・同老人保健課長連名通知) 等を発出し、社会福祉施設等における水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について、改めて指導・助言等を行っていただくよう依頼したところである。

これらの状況については、今後、実態を把握するための調査を実施する予定であるので、ご協力をお願いしたい。各都道府県におかれては、こうした痛ましい事態が発生することのないよう、砂防部局や管内市町村との連携体制を強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、当該施設に対して、市区町村担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めていただくようお願いする。

併せて、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画に対しては、砂防部局への情報提供を行うほか、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、利用者の安全確保の観点が十分に盛り込まれた計画の策定を促すなど、適切な対応をお願いする。

### (3) 災害福祉広域支援ネットワークについて

東日本大震災における被災地支援の経験、課題等を踏まえ、災害時要援護者(高齢者、障害者など支援が必要な方々)に対し機動的・能動的な福祉支援が行えるよう都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進しており、平成 27 年度からは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業により、これらの構築に必要な経費の補助を行っているところである。

現在までのところ、本事業の活用などにより、39 都道府県において、ネットワークの構築又は検討が行われている状況(平成 28 年 6 月現在。自治体独自の取組みを含

む。) であるが、依然として未着手の自治体があることから、平成 29 年度においても同事業を通じて、災害福祉支援ネットワークの構築を推進していくこととしている。

また、昨年 4 月に発生した熊本地震では、一部の自治体において、こうしたネットワークを活用し、福祉・介護人材からなる派遣チームを組織し、被災地の避難所等において、被災者の移動介助や相談支援などにご尽力いただくなどの先進的な取組が見られたところである。

今後、こうしたネットワークを活かして、災害時において機動的な支援体制を構築している先進的な自治体について、ネットワークに係る体制の概要や平時の取組内容、熊本地震の際の対応等について、現在、当該自治体の協力を得て調査を行っているところであり、今後、全国課長会議において当該調査結果を共有することとしている。

未着手の自治体におかれては、災害福祉支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただくとともに、こうした先進事例を参考にしつつ、管内市町村や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 法人をはじめとする民間福祉事業者等との連携を通じて、可能な限り早期に都道府県単位のネットワーク構築が図られるよう、積極的な取組をお願いしたい。

#### 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助（1 / 2 相当）
- 事業内容：
  - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
  - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
  - ③ ネットワークの普及・啓発
  - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等
  - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり
- また、平成 29 年度においては、上記に加え、災害福祉支援ネットワークの構築が図られている自治体を対象に、単年度限りで以下のような取組に要する経費を加算する予定である。
  - ① 災害時において社会福祉施設等の被災状況の一元的な集約、福祉支援チームの派遣調整等を行う「後方支援チーム」の役割の検討
  - ② 「後方支援チーム」の立ち上げ支援
  - ③ 管内社会福祉施設等の被災状況を把握するためのシステムの構築

#### (4) 感染症の予防対策について

##### ア 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 28 年 12 月 2 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いしたい。

##### イ 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、貴管内の市区町村、社会福祉施設等に対して周知願いたい。

#### (参考)

##### ○厚生労働省ホームページ

- ・平成 28 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>
- ・インフルエンザの基礎知識  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>
- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>
- ・インフルエンザ Q & A（平成 28 年度）  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>
- ・啓発ツール

- http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html
- ・高齢者向けリーフレット  
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf
- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例  
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/tokutei-sesshu.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/tokutei-sesshu.html)
- 国立感染症研究所ホームページ
- ・http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html

#### ウ ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」  
(平成 27 年 12 月 8 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関する Q & A」 (厚生労働省ホームページ)  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」  
(平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」  
(平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)  
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」  
(平成 27 年 6 月 22 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管マニュアル」の改正について」  
(平成 28 年 7 月 1 日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)  
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」  
(平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)  
C型肝炎について (一般的な Q & A) (平成 18 年 3 月)  
[http://www.med.or.jp/kansen/bandc/cqa\\_s.html](http://www.med.or.jp/kansen/bandc/cqa_s.html)
- ・B型肝炎について (一般的な Q & A) (平成 18 年 3 月)  
[http://www.med.or.jp/kansen/bandc/bqa\\_s.html](http://www.med.or.jp/kansen/bandc/bqa_s.html)
- ・肝炎の予防に関する情報  
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>  
日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン  
保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン  
高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
- ・「結核院内 (施設内) 感染対策の手引きについて (情報提供)」  
(平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

## (5) 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について

昨年7月、障害者施設において、外部からの侵入者が多数の入所者等を殺傷するという大変痛ましい事件が発生した。

これを受け、社会福祉施設等の運営に当たって、地域と一体となった開かれた施設等となることと安全確保との両立を図るため、職員に対する防犯講習の実施等の「社会福祉施設等における防犯に係る日常の対応」や、不審者情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制等の「緊急時の対応」に関する点検項目を整理した「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」（平成28年9月15日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局福祉基盤課長・同局障害保健福祉部障害福祉課長・老健局高齢者支援課長連名通知）を発出した。

各自治体におかれては、管内社会福祉施設等に対する周知等に御協力をお願いするとともに、施設等における防犯に係る安全確保を支援する観点から、必要な取組みの推進をお願いしたい。

また、本年1月に、社会福祉推進事業によって、各自治体及び社会福祉施設等に対し、防犯に係る安全対策の取組状況等に係る実態調査を行うこととしており、各自治体におかれても、必要な御協力をお願いしたい。

## 2 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、社会福祉施設職員等退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

## (1) 福祉貸付事業について

### 1) 平成 29 年度予算（案）の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民業補完を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

平成 29 年度予算（案）においては、ニッポン一億総活躍プラン等を踏まえた資金需要にも対応しうる貸付原資を確保するとともに、

- ・ 被災地における災害復旧の促進を図る取組として、災害復旧に係る融資において、無利子貸付の対象となる社会福祉施設の拡充や
- ・ ニッポン一億総活躍プランの実現に向けた取組として、不動産担保の徴求が困難な介護ロボット・ICT の導入経費や、空き家等の賃借による事業所の整備に対する融資において、無担保で融資できる限度額の引き上げ

等の見直しを行うこととしている。併せて、東日本大震災や熊本地震の復旧に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

また、平成 29 年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針、貸付事務手続等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で本年 3 月に開催される予定（別途機構から通知予定）であるので積極的な参加をお願いしたい。

#### ア 貸付規模

資金交付額 3, 7 2 7 億円（うち福祉貸付 2, 5 4 5 億円）

#### イ 貸付条件の改善内容

##### ① 新規事項

- 災害復旧に係る無利子貸付対象の拡充
  - ・ 無利子貸付対象施設・事業を全ての融資対象施設・事業に拡充する。
- 介護施設等における「介護ロボット・ICT の導入」及び「空き家等の賃借による事業所の整備」に伴う無担保貸付制度の拡充
  - ・ 一定の利率を上乗せした上で融資する無担保貸付の限度額を 3, 000 万円まで引き上げる（現行の無担保貸付限度額は 300 万円）。

##### ② 継続事項

- 耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（平成 29 年度まで延長）
  - ・ 融 資 率：70%～80% → 90%

- ・貸付利率：通常金利 → 当初5年間 通常金利▲0.5%
- スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置（平成29年度まで延長）
  - ・融 資 率：70%～80% → 90%
  - ・貸付利率：通常金利 → 当初5年間 通常金利▲0.5%
- 津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置（平成29年度まで延長）
  - ・融 資 率：70%～80% → 95%
  - ・貸付利率：通常金利 → 無利子
- アスベスト対策に係る融資条件の優遇措置（平成29年度まで延長）
  - ・融 資 率：70%～80% → 60%～70%
  - ・貸付利率：通常金利 → 通常金利▲0.05%～▲0.4%

## 2) 協調融資制度

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成20年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。更に今後は、機構から全国の民間金融機関に対して、協調融資制度の成功事例を広く公表する等、協調融資制度の更なる利用促進を図る取組を進めることとしている。借り手側にとってもメリットがある協調融資の一層の拡大を図ることは、民間金融機関の参入を促し、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

### (2) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成29年度予算（案）	261億円
・ 給付予定人員	82,180人
・ 給付総額	1,076億円

#### イ 都道府県補助金等について

退職手当共済は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成 28 年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、平成 29 年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも福祉医療機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、引き続き連携を図りながらの対応をお願いしたい。

## 第9 地方改善事業等について

### (1) 地方改善事業の実施について

#### ア 隣保館運営事業等について

隣保館運営事業等については、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、地域の関係機関と連携することなどが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないようご配慮願いたい。

#### (ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

#### (イ) 関係部局、関係機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法において、地域における多様な社会資源の一つとして、自立相談支援機関との連携が求められることにも留意しながら、より積極的な館運営が行われるよう、管内市町村に対し周知願いたい。

#### (ウ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

## イ 隣保館及び生活館の耐震化促進について

平成28年3月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成26年10月時点での隣保館及び生活館（以下「隣保館等」という。）の耐震化率はそれぞれ62.8%、42.9%となっており、社会福祉施設の中でも著しく低いものとなっているところである。特に避難所として指定を受けている隣保館等については、今後想定される南海トラフ地震等に備え、老朽改修等と合わせ、耐震化整備等を計画的に実施されたい。

この耐震化整備に係る予算については、平成28年度補正予算で10億円を計上したところであり、その更なるご活用をお願いするとともに、平成29年度当初予算においても、地方改善施設整備費補助金の優先採択を行うこととしているので、ご活用をお願いしたい。

## ウ 地方改善施設の財産処分について

近年、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見される場所であるので、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で連絡を願いたい。

## (2) アイヌ政策の推進について

政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

また、アイヌ施策の推進について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、各省の事務次官級を構成員とする「アイヌ総合政策推進会議」（議長：内閣官房副長官（事務））が新たに設置され、去る平成28年7月22日に第1回目の会議を開催したところである。

## ア 民生委員等に対する普及・啓発について

平成24年7月に開催された「アイヌ政策推進会議」では、同会議の下に設置された作業部会（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）

での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中には、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言も盛り込まれているところである。

このため、各自治体におかれては、民生委員の研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

#### イ 生活相談充実事業について

平成27年10月1日の作業部会報告において、「生活相談に対応するための措置について」の中で、アイヌの人々への電話による生活相談への対応が求められ、平成28年度予算にアイヌの人々のための電話による生活相談事業の経費を計上したところである。平成29年度予算（案）においても、引き続き当該事業の経費を計上しているため、各自治体におかれては、本事業の実施にあたって、当該事業の趣旨をご理解の上、広報や生活相談関連機関への周知について協力願いたい。

#### (3) 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

(4) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行された。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の機関の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意されたい。

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

議員立法として「部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)」が平成28年12月16日より施行されたので、留意されたい。

## 第10 消費生活協同組合の指導・監督について

### (1) 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合（以下「生協」という。）は、

- ・組合員が出資をし、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である（参考）。

生協は互助の組織として、以下のような組合員の暮らしを支える事業や組合員による助け合い活動（以下「組合員活動」という。）等を行っており、こうした取組を通じて地域のコミュニティづくりに寄与してきたところである。具体的には、

- ① 購買事業（店舗・宅配による食品等の供給、移動販売車による買い物弱者支援や個配又は配食時の高齢者見守りなど）
  - ② 医療福祉事業（病院・診療所、介護事業所、生活困窮者自立支援関係事業所、保育所、サービス付き高齢者向け住宅・介護事業所・サロン・レストランなどの複合施設など）
  - ③ 共済事業（火災共済、自然災害共済など）
- といった事業のほか、さらに、社会的、公共的役割として、
- ④ 組合員等の支援（家事援助、移動支援、子育て支援活動、配食ボランティア、食事会による交流など）
  - ⑤ 被災者の支援（救援物資の供給、支援人材の派遣、支援募金など）
  - ⑥ 助成活動（先進的な福祉的活動を行う社会福祉法人やNPO法人などを対象）
  - ⑦ 障害者の雇用（店舗・配送センターなど）

といった取組を行っているところである。

まずは、生協の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、生協についての理解を十分に深めた上で、生協の指導・監督にあたることが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する生協の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に止まることなく運営実態に即した助言・指導をお願いする。

[参考]消費生活協同組合(生協)の概要について

生協とは

○ 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(根拠:消費生活協同組合法(昭和23年))。

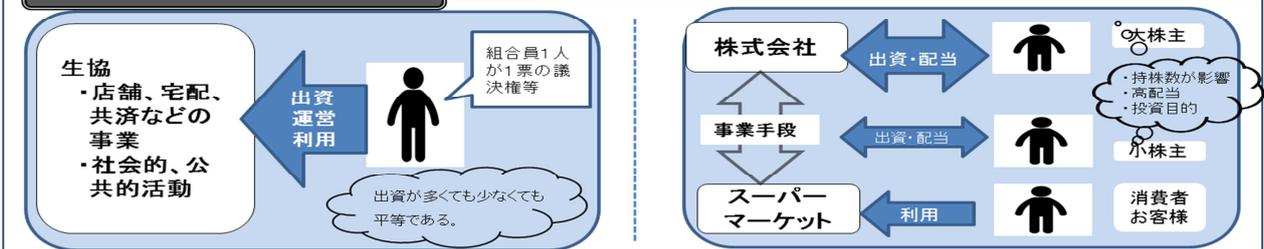
基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立(特定の政党のために利用してはならない。)

出資

組合員は出資1口以上を有しなければならない。

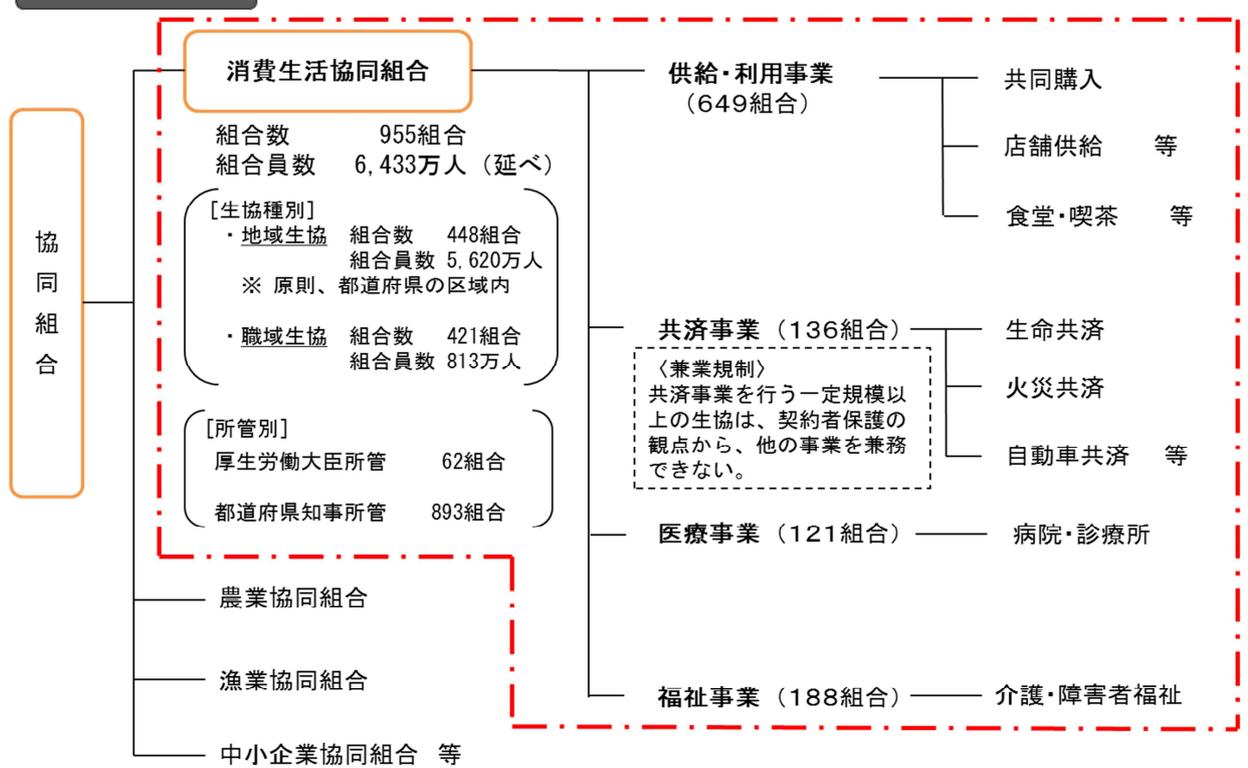
株式会社と生協の違い



組織・運営



事業の種類と現状



※ 組合員数・組合員数は平成27年度消費生活協同組合実態調査による

(2) 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

ア 運営上問題のある生協については、

- ① 理事会が適正に機能しておらず、専務理事と事務局職員といった一部の者が実質的な運営を行っている
- ② 事務局の事務処理態勢が脆弱なため生協法令に則った適正な事務が行われていない
- ③ 内部監査が行われていないことに加え、監事監査が形式的なものとなっているため、運営の適正化など牽制機能が働いていない

といった状況にある。

生協は、その行う事業によって、組合員に最大の奉仕をすることを目的とすることから、一部の者により運営が行われている状況は極めて不適切である。理事会は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図るため、業務の執行を決する権限を有していることから、検査の際などにおいて理事会の運営状況や執行役員等からの理事会への報告状況などを確認し、必要な助言・指導をお願いします。

また、法令に則った事務が行われていない生協に対しては事務局体制の改善に加え、適正な事務についても丁寧な助言・指導をお願いします。

さらに、監事監査については、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査を実施するとともに、監事の理事会への出席による助言等を通じ、健全性の担保をお願いします。

イ 今後、少子高齢化の進展による急速な人口減少が見込まれていることから、共済事業を行う生協については、組合員の減少や高齢化による契約件数の減少や共済金の支払い額の増加が見込まれる。これらを踏まえ、中長期的な視点で事業運営への影響について検証し、対応するよう助言・指導をお願いします。

また、高齢になった組合員等との連絡が途絶えたり、共済金受取人が亡くなったため、共済金の請求自体がなされていないなどにより、未払いの共済契約が増えることが見込まれる。このため、まずは共済契約や契約更新時において丁寧な説明を行うとともに、共済金受取人に代わって代理人が請求することができるような手続の普及や高齢の共済契約者等の連絡先の定期的な確認等について、助言・指導をお願いします。

ウ 購買事業等を行う生協が、離島その他交通不便の地域において事業を行う際は、各都道府県におかれては、人口減少・少子高齢化対策にも資する買い物弱者支援の観点から、地域住民のニーズに対応できるよう、法令で定められた利用分量の範囲において積極的に員外利用許可を行うなどの御配慮をお願いする。

なお、員外利用については、店内表示など防止対策が必要であるので、念のため申し添える。

エ これらのほか、財務状況が悪化している生協においては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な助言・指導をお願いする。都道府県としての対応方針に判断がつかない場合などは厚生労働省に照会されたい。

### (3) 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少、少子高齢化、家族や地域社会の変容などにより地域の支え合いが失われつつあり、人と人のつながりを育て、多様性を尊重し包括する「地域共生社会」の実現が重要な課題となっている中、互助組織である生協が助け合いの輪を拡げることや、地域社会の困りごとに対応できるよう、事業や組合員活動を積極的に実施することが期待される。

生協は、今後特に、自治体、関係事業者・団体、自治会、ボランティア団体などとの連携・協力関係を強化して、今後の高齢者の日常生活支援、子育て支援、生活困窮者支援等を充実する重要な即戦力となり得る。

各都道府県におかれては、日々の暮らしを支えるという生協の「やる気」に対し、適切に評価していただき、都道府県内の関係部署や関係市町村とも連携の上、協力関係の構築や取組の活用を検討をお願いする。

### (4) 平成29年度税制改正について

平成29年度税制改正要望においては、所管団体の要望を踏まえ、

- ・法人税に係る軽減税率の引下げ
- ・貸倒引当金の特例措置の延長

を要望していたところである。

この結果、平成29年度税制改正の大綱（平成28年12月22日閣議決定）において、生協を含む中小企業者等に係る法人税の軽減税率の特例については2年間

延長する（※1）こととされた。また、貸倒引当金の特例措置については、割増率を10%に引き下げ、2年間延長する（※2）こととされたところである。なお、法人税に係る軽減税率については据え置かれている。

○平成29年度税制改正の大綱（平成28年12月22日閣議決定）抜粋

※1 4 中堅・中小事業者の支援

【延長・拡充等】

(4) 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

※2 8 その他租税特別措置等

【廃止・縮減等】

(13) 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10%（現行：12%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

平成30年度の税制改正の要望に際しては、協同組合における税制上の各種特例措置による効果等を的確に把握することが不可欠であるため、必要に応じて各都道府県、生協へも調査等の御協力をお願いするので、予め御了知いただきたい。

#### （5）平成29年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

平成29年度においては、前年度に引き続き、5月頃を目処に、上記（1）及び（2）の詳細な説明、国の検査方針の説明等のため、各都道府県担当者を一堂に会した消費生活協同組合行政担当者全国会議を開催することとしているので御了知願いたい。

また、検査について、現在、国においては集団指導と個別検査による指導を行っているところである。

集団指導については、国所管の生協に御参集いただき、各生協に共通する生協運営に関する基本的な内容を研修方式で周知し、個別検査においては、各生協の実情に即する検査を実施しているところである。

そのため、平成29年度においても引き続き、組合管理台帳、生協検査マニュアルや定款変更・共済事業規約改正の審査の際の事務処理手順書等を当該全国会議において提示したいと考えている。

詳細は追って通知するので、各都道府県におかれては予め御承知おきいただくとともに、職員の派遣について特段の配慮をお願いする。

#### （6）消費生活協同組合（連合会）実態調査について

本調査は、全国の生協の事業や組合員活動等の実施状況に関する実態を把握するため毎年度実施しており、本年度も各都道府県及び生協に御協力いただき実施したところである。平成29年度においても実施を予定しているので、引き続き御協力いただ

くようお願いする。

なお、本年度の調査結果については、集計業務終了後速やかに公表することとしているので、予め御了知願いたい。

(7) 消費税の軽減税率制度について

消費税の引上げ時期が平成31年10月1日に変更されたことに伴い、消費税の軽減税率制度の実施も平成31年10月1日に変更されたので御了知願いたい。

また、変更に伴う関係制度等の動向について引き続き御留意いただくようお願いする。

(8) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところである。生協が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことや、特定の政党を支援しているような疑念を持たれることのないよう改めて厳正な指導をお願いする。